

事 務 連 絡  
令和 2 年 7 月 1 3 日

都道府県旅行業所管課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について（周知依頼）

貴都道府県におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症にかかる状況を踏まえ、政府の取組に対して多々ご協力いただき感謝申し上げます。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、令和 2 年 5 月 2 5 日付で「移行期間における都道府県の対応について」において、「6 月 1 9 日以後に都道府県をまたぐ観光振興に取り組むこととする。」とされており、今後、観光地における宿泊を伴う旅行者の増加が見込まれることを踏まえ、令和 2 年 6 月 2 6 日付で厚生労働省生活衛生課長より、宿泊関係団体あてに、

- ・ 宿泊客がチェックインする際に、検温を行い 3 7. 5 度以上の熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、保健所に連絡し、その指示に従うこととする。
- ・ 発熱や咳・咽頭痛の症状がある宿泊客については、客室（他の宿泊客と区分して待機する部屋がある場合は、その部屋）内で待機し、外に出ないように要請すること。

の協力依頼がなされたところです。

旅行業界においても、今後の観光振興に当たっては、感染リスクを避けながら安全に旅行していただくことが重要となります。

こうした観点からも、旅行業界においても旅行先の宿泊施設での旅行者の安全確保といった観点や感染拡大の抑止と社会経済活動の維持を両立していくためにも、宿泊施設での対応等について旅行者へ普及・啓発が必要です。

つきましては、貴都道府県におかれましても、同趣旨を踏まえ、別添事務連絡を貴都道府県登録旅行業者のホームページへ掲載していただくことやあるいは同旨を契約書面と合わせて旅行者に配布することなどにより、事前の旅行者への周知に努めていただきますようご協力方お願い申し上げます。